

さっぽろ しょう しゃ かい てい 障がい者プランの改定について

1 プラン改定の概要

げんぶらん 【現プラン】

けいかく いったいてき こうせい
2つの計画を一体的なものとして構成している

(1) しょう しゃほけんふくしけいかく へいせい ねんさくてい
障がい者保健福祉計画（平成24年策定）

こんきよほう しょうがいしゃきほんほう きかん ねん
根拠法：障害者基本法 期間：6年

しょう かのた じりつ しゃかいさんか しえんとう きほんてき
障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的
な施策を定めるもの。

(2) しょう ふくしけいかく だい き へいせい ねんさくてい
障がい福祉計画・第3期（平成24年策定）

こんきよほう しょうがいしゃそうごうしえんほう きかん ねん
根拠法：障害者総合支援法 期間：3年

しょうがいふくし さーびすとう かか ていきょうたいせい かくほ かん さーびす ひつよう
障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要
な量の見込みなどについて定めるもの。

かい てい ぽいんと 【改定のポイント】

へいせい ねんど かいし
平成27年度から開始

(1) しょう しゃほけんふくしけいかく いちぶみなお きかん ねん へいせい ねんど けいぞく
障がい者保健福祉計画の一部見直し 期間：6年（平成24年度から継続）

げんこう しょう しゃ さくていご どうこうとう ふ じてんしゅうせい おこな
現行のさっぽろ障がい者プラン策定後の動向等を踏まえ、時点修正を行
う。

(2) しょう ふくしけいかく だい き さくてい きかん ねん
障がい福祉計画（第4期）の策定 期間3年

へいせい ねん がつ だい きしょう ふくしけいかく けいかくきかん しゅうりょう ともな
平成27年3月で第3期障がい福祉計画の計画期間が終了することに伴
い、第4期障がい福祉計画の策定を行う。

2 しょう しゃふくし と ま かい 障がい者福祉を取り巻く課題

① にーず こうどか たようか
ニーズの高度化・多様化

こ こ しょう じょうきょう らい ふすてーじ おう しえん もと
・個々の障がいの状況やライフステージに応じた支援が求められている

・ 重度障がいのある方に対する支援の充実が求められている

・ 法定サービスのみでは対応が困難

② 障がい者施策の動向

・ 国における障がい者制度改革の動きが加速

第3次障害者基本計画の策定、障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の成立（平成28年4月施行予定）

・ 地域生活移行・一般就労移行への取組のさらなる充実が求められている

・ サービス提供基盤の一層の充実が求められている

③ 市民自治の推進

・ 地域のボランティアや関係団体、事業者等との連携による支援が必要

3 障がい者保健福祉計画の部

【基本理念】

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う

共生社会の実現

【計画目標】

① 地域社会の障がいのある人に対する理解促進

② 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援

③ 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実

④ 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

さっぽろ障がい者フアン(障がい者保健福祉計画) 見直し後の分野と基本施策(案)

見直し後のイメージ	
分野1 理解促進	分野6 雇用・就労
1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進 2 公共サービス従事者などに対する理解促進 3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進	1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実 2 雇用の場の拡大(一般就労、福祉的就労) 3 福祉的就労における工賃向上 4 福祉施設から一般就労への移行推進
分野2 生活支援	分野7 情報・コミュニケーション
1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援 4 地域福祉を担う人材育成・確保	1 情報バリアフリー化の推進 2 情報提供の充実 3 意思疎通支援体制の充実
分野3 保健・医療	分野8 スポーツ・文化
1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実 3 精神保健・医療の充実	1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援
分野4 生活環境	分野9 安全・安心【新規】
1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進 2 住まいの確保	1 雪や災害に強いまちづくりの推進 2 災害時における支援の推進 3 地域における見守り活動の推進 4 消費者被害の防止
分野5 教育・発達支援	分野10 差別の解消・権利擁護【新規】
1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実 2 早期療育の充実 3 学校教育の充実 4 卒業後の支援	1 障がいを理由とする差別の解消 2 権利擁護等の推進 3 障がい者虐待防止の推進
	分野11 行政サービスにおける配慮【新規】
	1 行政サービスにおける配慮 2 情報提供の充実(再掲)